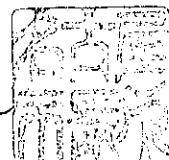


## 行政文書一部公開決定通知書

5観名保第127号  
令和6年1月4日名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聰 様

## 実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約書		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和6年1月4日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、一部を非公開とします。          （第7条第1項第2号）          当該行政文書には、法人の社印・代表者印が押印されており、これは法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため</p>		
備 考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;          観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室          TEL 052-231-2488</p>		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
  - この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

# 契 約 書

60,000F

委託事業名	名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託
委託業務場所	名古屋市中区本丸1番1号
業務内容	別紙契約約款のとおり
履行期間	契約締結の日から令和9年3月19日まで
委託代金額	¥78,111,000★ うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥7,101,000★
委託代金の支払場所	名古屋市役所
委託代金の支払方法	口座振替
前払金及び部分払有無	前払金 有 部分払 有
契約保証金	免除

上記の業務について、名古屋市（以下「発注者」という。）と株式会社 MHI エアロスペースプロダクション（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、名古屋城木造天守へ導入する昇降技術の開発に関し、別紙契約約款に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年10月31日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

受注者 名古屋市港 地

株式会社 MHI エアロスペ

代表取締役 木 昭彦

## 前払金等の支払いに関する特約条項

### (債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和5年度	15, 840, 000円
令和6年度	19, 105, 020円
令和7年度	32, 301, 720円
令和8年度	委託代金額から上記金額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和5年度	17, 600, 000円
令和6年度	21, 227, 800円
令和7年度	35, 890, 800円
令和8年度	委託代金額から上記金額を差し引いた額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

### (債務負担行為に係る前払金の特則)

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第32条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日（この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては当該年度の4月1日）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第32条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第32条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に支払うべき前払金相当額を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第32条第1項の規定にかかわらず、受注者は、委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

- 第3条 債務負担行為に係る契約の部分払金については、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて支払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。
- 2 前項の規定に基づく部分払金の額については、約款第33条の2第1項及び第2項中「出来高部分」とあるのは「当該年度出来高部分」と、同条第6項中「前払金額」とあるのは「当該年度前払金額」と、「委託代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、同条第7項中「既に部分払」とあるのは「既に当該年度の部分払」と読み替えて、これらの規定を準用する。

# 名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約約款

## (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、仕様書、基本協定書第4条第2項に定める公募要項等及び公募における質問回答をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、この契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者及び受注者が必要でないと認めたときは、この限りでない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第54条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## （業務着手届及び業務日程表）

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務着手届及び業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めたときは、受注者は、業務着手届又は業務日程表の提出を省略することができる。

## （契約の保証）

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第47条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託代金債権の譲渡、承継又はその権利を担保に供することについて、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託代金債権の譲渡等により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

## （著作権の譲渡等）

- 第5条 受注者は、成果品（第34条第1項の規定により準用される第29条に規定する指定部分に係る成果品及び第34条第2項の規定により準用される第29条に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下この条及び第7条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しのときに発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

(一括再委託等の禁止等)

第6条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に下請負届を提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたことが明らかなときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第7条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果品によって表現される構造物又は成果品を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託代金額の変更、委託代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用者若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第12条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。この場合において、監督員は、受注者からの立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めるところにより、必要な記録等を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、貸与品等を受注者の確認の上、引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときに、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に

代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 7 受注者は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、仕様書、基本協定書第4条第2項に定める公募要項等及び公募における質問回答が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してもるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法等)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(委託代金額の変更方法等)

第22条 委託代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

**第23条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急ややむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要であると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(変更に伴う手続)

**第24条** 第14条から前条まで、第27条及び第36条の規定によりこの契約の変更をする場合は、発注者及び受注者は、発注者が指定する日までに変更契約書又は請書により契約の変更に伴う手続を行うものとする。この場合において、委託代金の変更を伴い、かつ、第2条第1項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更後の業務日程表を併せて提出するものとし、業務の日程を変更した場合において同項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更した日から14日以内に変更後の業務日程表を提出しなければならない。

(一般的損害)

**第25条** 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第27条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

**第26条** 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の損害（第51条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

**第27条** 成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者いずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来高部分（以下この条及び第46条において「業務の出来高部分」という。）仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その実態の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、委託代金額の変更又は損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から委託代金の変更又は損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来高部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立合いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取扱付けに要する費用の額の合計額（第6項目において「損害合計額」という。）のうち委託代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者が協議して定める。
  - (1) 業務の出来高部分に関する損害  
損害を受けた出来高部分に相応する委託代金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱付けに要する費用の額の累計」と、「委託代金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(委託代金額の変更に代える設計図書の変更)

**第28条** 発注者は、第7条、第14条から第20条まで、第23条、第25条、第27条、第31条又は第36条の規定により委託代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の委託代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

**第29条** 受注者は、業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面又は口頭により受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査は、発注者が指定した検査員が行うものとする。
- 4 受注者は、第2項による発注者の業務の完了の確認があったときは、直ちにその成果品を発注者に引き渡さなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、次項に定める場合を除き、発注者の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
- 6 発注者は、第2項（前項後段の規定において準用する場合を含む。）の検査の結果、成果品に僅少の不備な点があつた場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。

#### (委託代金の支払い)

第30条 受注者は、前条第4項（同条第5項後段の規定により準用される場合を含む。次条第1項において同じ。）又は第6項の規定により成果品を発注者に引き渡したときは、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の定めるところにより、委託代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。  
(部分使用)

第31条 発注者は、第29条第4項又は第6項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。  
3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前払金)

第32条 発注者が、あらかじめ設計図書において前払金を支払うことを定めたときは、受注者は、保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計図書に定める額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、発注者の承認を得た場合を除き、契約締結の日から20日以内にしなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に前払金を支払わなければならない。  
3 前払金の支払完了後において、委託代金額に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。

#### (前払金の使用)

第33条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### (部分払)

第33条の2 発注者があらかじめ設計図書において部分払いをするものと定めたときは、受注者は、業務の完成前に、出来高部分に相応する委託代金相当額の10分の9（発注者が適當であると認める部分にあっては10分の10）以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。  
3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立ち合いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。  
4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
5 発注者は、部分払の請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。  
6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の委託代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 = 第1項の委託代金相当額 × (9/10 (発注者が適當であると認める場合にあっては10/10) - 前払金額/委託代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「委託代金相当額」とあるのは「委託代金相当額から既に部分払の対象となった委託代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### (部分引渡し)

第34条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第29条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第30条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第29条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第30条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。  
3 前2項の規定により準用される第30条第1項の規定により、受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する委託代金」と第2号中「引渡部分に相応する委託代金」は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、受注者が前2項の規定により準用される第29条第2項の検査結果の通知を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額

$$= \text{指定部分に相応する委託代金の額} \times (1 - \text{前払金額}/\text{委託代金額})$$

(2) 前項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額

$$= \text{引渡部分に相応する委託代金の額} \times (0.9 - \text{前払金額}/\text{委託代金額})$$

#### (第三者による代理受領)

第35条 受注者は、発注者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する業務中止)

第36条 受注者は、発注者が第32条又は第34条において準用される第30条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第37条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第29条第2項（第34条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3. 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と受注者が協議して、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4. 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第38条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第40条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。

(4) 管理技術者を配置しなかったとき。

(5) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(6) この契約の履行に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(7) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(8) 正当な理由なく、第37条第1項の履行の追完がなされないと。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して委託代金債権を譲渡したとき。

(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) 成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者が成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託代金債権を譲渡したとき。

(9) 第42条又は第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第40条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第39条第5号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同条に規定する催告を要しないものとする。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条各号又は第40条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第39条又は

第40条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により設計図書を変更したため委託代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第34条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第34条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡しを除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託代金(以下「既履行部分委託代金」という。)を受注者に支払わなければならぬ。

3 前項に規定する既履行部分委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第39条、第40条、第40条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第34条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第38条、第42条又は第43条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第34条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者は、第39条、第40条、第40条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第38条、第42条又は第43条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条、第40条、第40条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第38条、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果品に契約不適合があるとき。

(3) 第39条、第40条又は第40条の2の規定により、成果品の引渡し後に契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときにおいては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条、第40条又は第40条の2の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額とする。

6 発注者は、前項の請求をしようとするときは納入期限を定め請求しなければならない。

7 発注者は、受注者が前項の規定による損害金を納入期限までに納付しないときは、委託代金から損害金相当額を控除することができる。

8 第5項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第27条第5項により最初に指定した期限までの日数は算入しない。

9 第2項の場合（第38条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

**第48条** 受注者がこの契約に関して第40条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、委託代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、委託代金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における契約規則第16条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第40条の2第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 第40条の2第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は第40条の2第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（第40条の2第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 前項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

**第49条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第30条第2項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による委託代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

**第50条** 発注者は、引き渡された成果品に關し、第29条第4項（同条第5項後段の規定により準用される場合を含む。）又は第6項（第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた場合は、その引渡しの日から2年以内に、また、第34条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 業務の目的又は内容により、前項の定める期間について設計図書に特別の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、設計図書に定めるところによる。

3 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（第2項の設計図書に定める期間を含む。以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に關する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

**第51条** 受注者は、設計図書に基づき保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

（契約保証金等の返還）

**第52条** 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を受注者に返還しなければならない。

- (1) 成果品の引渡しを受けたとき。
- (2) 第38条第1項の規定によりこの契約を解除したとき又は第42条若しくは第43条の規定によりこの契約を解除されたとき。

（相殺）

**第53条** 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

（紛争の解決）

**第54条** この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第55条 この約款に定めるもののほか、受注者は、契約規則その他関係法令及び発注者と受注者の間で令和5年10月31日付で締結した基本協定書の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して定める。

# 名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

本業務委託の見積ならびに設計は下記による。

記

- |                           |    |                      |    |
|---------------------------|----|----------------------|----|
| 1. 設計書(表紙共)               | 3枚 | 5. 業務委託標準仕様書         | 1冊 |
| 2. 仕様書                    | 7枚 | 6. 成果品作成要領(参考)       | 1冊 |
| 3. 情報取扱注意項目               | 1冊 | 7. 市設建築物総合耐震設計基準(参考) | 1冊 |
| 4. 名古屋城における文化財保護に関する特記仕様書 | 1枚 |                      |    |

## 業務委託代金の支払い

業務委託代金の支払いは、銀行振込み又は横線小切手によるものとし、支払場所は名古屋市役所とする。

前払金(設計書の支払い条件欄に、前払金が有の場合。)

前払金の額(委託代金額の3割以内。)

なお、複数年度にわたる委託の場合は、前払い金等の支払いに関する特約条項に示す年度毎出来高予定に相当する委託代金相当額の上記割合以内とする。

(第1号様式)甲

			番号
名古屋城総合事務所長	保存整備室長	保存整備室	業務委託
	検算者	設計者	令和5年10月4日

## 設 計 書

業務委託名	名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託			
業務委託場所	名古屋市中区本丸1番1号			
業務委託内容	別紙契約約款のとおり			
履行期間	契約締結の日から 令和9年3月19日まで			
支払条件	前払金 有 (各年度出来高の30%以内)	部分払 有 (3回以内)		
契約締結方法	随意契約	契約不適合責任期間	有 (24か月)	履行保証
				無

設 計 金 額                  ¥



# 名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託

## 仕様書

### 1 業務の目的

名古屋城天守閣整備事業において、平成30年5月30日に「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表している。この方針に基づき、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、令和4年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を選定した。

本業務委託は、最優秀者から提案された垂直昇降設備を名古屋城木造天守に導入し、障害のある人もない人も共に文化財を楽しむことができるバリアフリーを実現するため、技術開発を行うもの。

### 2 受注者の責務

受注者は、発注者と密接な調整を図り、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり、最新工法・技術情報の収集に努め、考え得る最適な方法を提案する等、1に記載の業務目的を達成するために、主体的に業務を遂行するものとする。

### 3 共通事項

#### (1) 業務の実施

本業務は名古屋城木造天守の昇降技術開発及び導入に関する基本協定書、契約書、本仕様書及びその他設計図書により実施する。

#### (2) 業務の連絡

業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡を保つ。

## 4 業務内容

### (1) 技術開発業務

受注者が提案した昇降技術の開発業務を行うこと。

#### ア 計画業務

- ・設計業務、試作機製作業務、検査・試験業務を円滑に進めるため、「開発計画書」を作成し提出する。変更が生じた場合には速やかに再提出する。

#### イ 設計業務

- ・昇降機、支持フレーム、制御関係等、名古屋城木造天守へ導入する昇降技術を開発するにあたり必要となる設計を行い、作成した「製造図」を提出する。

#### ウ 試作機製作業務

- ・試作機を製作し、「製造記録」を提出する。

#### エ 検査・試験業務

- ・設計した昇降技術が要求水準書、受注者が提案した昇降技術の内容及び発注者の指示した仕様を満足するか確認する検査及び試験を行い、「検査記録」、「試験報告書」を提出する。

- ・発注者の立ち合いのうえ検査を実施すること。検査の内容及び日程については、発注者と協議し決定すること。

#### オ 階段体験館への試作機等の展示

- ・製作した試作機のうち可能な部分及びパネル等の展示物（以下「試作機等」という。）を、地震時にも転倒しないよう階段体験館へ展示する。

### (2) 許認可取得業務

#### ア 計画業務

- ・許認可制度対応業務を円滑に進めるため、開発計画書を作成し提出する。変更が生じた場合には速やかに再提出する。

#### イ 許認可機関への申請

- ・復元する名古屋城木造天守に昇降技術を導入するにあたり必要となる許認可を取得するため、許認可機関への申請を行う。申請に際しては、申請者を発注者、昇降技術にかかる設計者を受注者とすること。

#### ウ 許認可機関との協議・調整、許認可の取得

- ・許認可取得に必要な許認可機関との協議・調整を行い、許認可を取得する。許認可取得にかかる費用は、受注者の負担とする。

## 5 特記事項

- (1) 公募期間中に聴取した高齢者、障害者等の意見や有識者からの意見について、利用者の利便性などを含め検討し、開発を通して可能な限り対応すること。
- (2) 垂直昇降設備は、少なくとも大天守の地階から1階の間に導入し、可能な限り上層階への導入を目指すものとし、開発に当たっては、名古屋城天守閣整備事業の優先交渉権者と設置方法などについて十分に協議し、相互に協力しながら仕様を決定していく。
- (3) 本業務期間中にも、高齢者、障害者等の意見を伺いながら開発を進めること。意見聴取の場の開催調整については発注者が主体で行うが、意見聴取のための資料作成や説明などについては受注者が主体で行うこと。
- (4) 発注者が名古屋城天守閣整備事業を推進するにあたり、垂直昇降設備に関して関係機関との協議が必要となった場合は、受注者は資料の提供や技術の説明などに協力すること。
- (5) 階段体験館へ展示する試作機等の詳細については、発注者と協議し決定するものとする。なお、本業務委託完了後、試作機等を発注者に引き渡すこと。
- (6) 発注者及び受注者は、許認可制度等対応をするため相手方に対して資料の提供及び作成の協力をすること。
- (7) 垂直昇降設備の昇降技術導入に係る契約の費用及び維持管理費用について、その費用が低減されるよう努めること。
- (8) 技術の陳腐化に対応するため、技術の最新化・更新に努めること。
- (9) 仕様書に記載のない事項については、協議を行い、双方の合意を得て進めるこ

と。

## 6 成果品

成果品は各年度ごとに1部提出すること。

### (1) 業務報告書（紙媒体）

- ・ 4 業務内容を実施した結果をまとめること。

上記の他、下記の資料についても提出すること。

- ・ 設備設計計算書（設備設計計算書提出一覧 参照）
- ・ 工事区分表
- ・ 昇降設備図面

- ・施工要領書
- ・打合せ議事録
- ・その他、発注者の指示により作成した資料等

## (2) 電子納品

(1) と共に「電子納品に関する運用基準」により電子データを提出すること。  
なお、提出部数は特記なき限り1部とし、「電子納品に関する運用基準」運用基  
準によりがたい事項については、発注者との協議により定めること。

## 7 貸与品

以下のものを貸与する。

- (1) 名古屋城天守閣整備事業における木造天守図面抜粋
- (2) 階段体験館の図面抜粋

# 設備設計計算書提出一覧

## 【その1】

提出の有無	内容	備考
■	給水計算書	
■	排水計算書	
■	給湯計算書	
■	消防設備計算書	
■	空調熱負荷計算書	
○	換気量計算書(VOC、火気を含む)	かご内のみ
○	騒音・振動計算書	
■	耐震計算書	
■	空気調和システムエネルギー計算書(LCEM)	
■	空気バランスシート	
○	可燃物量計算書	
■		
■		
■		
■		
■		

※ 設備計算書の提出は、上記の提出の有無の欄で○をつけたものとする。

# 設備設計計算書提出一覧

H31.4~

## 【その2】

提出の有無	内容	備考
・	照度計算書	
・	電灯設備負荷容量集計表	
・	動力設備負荷表	
○	動力設備負荷容量集計表	
・	電路計算書（幹線用・分岐配線用）	
・	ケーブル計算書（単相・三相）	
・	短絡電流計算書（三相3線・単相3線）	
・	変圧器容量計算書	
・	直流電源装置計算書	
・	非常用発電設備計算書	
・	太陽光発電設備計算書	
・	交換装置容量計算書	
・	テレビ共同受信設備 テレビ端子電圧計算書	
・	エレベータ交通計算書	
・	力率改善用コンデンサ容量計算書	
・	風力発電設備計算書	
・	高調波流出電流計算書	
・	照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法	
・	構内情報通信網設備スイッチ能力計算書	
・	拡声設備増幅器定格出力計算書	
・	監視カメラ設備録画装置容量計算書	
・		
・		
・		

※ 設備計算書の提出は、上記の提出の有無の欄で○をつけたものとする。

※ 上記の計算書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 「建築設備設計基準」に基づいた「建築設備設計計算書作成の手引（平成30年版）」より引用したものを記載しているが、様式は任意でよい。

# 開発業務区分表（参考）

受注者は、本区分表を参考に本業務を実施する。

凡例：○…担当を示す

開発業務項目		受注者	別途	備考
木造主架構	昇降機器設置による補強	○		必要な場合
	落下防止対応による床補強	○		必要な場合
昇降設備	かご・駆動装置・カウンターウエイト等	○		
	地震感知器	○		
	昇降機用制御盤	○		
	動力制御盤 1次側までの配線工事（三相電源・非常電源・非常放送・火報・電話等）	○		必要なもの
	三方枠	大枠 小枠	○	インジケータ穴明含む
	インジケータ	○		
	乗場の敷居	○		
	乗場の戸	○		
	乗場ボタン	○		
	エプロンガード・フェッシャープレート	○		
支持フレーム	設計・製造・搬入	○		
	木造天守の梁と支持フレームの接続部材	○		
	支持フレームの穴あけ加工	○		
制振関係	ダンパー	○		
	制振関係設置床	○		
その他	天守の開口（床・壁）	○		
	同上補強	○		
	昇降路の壁・仕上げ	○		防火区画含む
	幕板	○		必要な場合
	遮煙設備（昇降路）	○		遮煙性能の扉を受注者が用意できる場合は不要
	煙感知設備（昇降路）	○		
	昇降路点検口（煙感知器点検口含む）	○		必要な場合
	点検口連動停止スイッチ	○		
	昇降機出入口のスロープ	○		
	昇降機出入口の床嵩上げ+仕上げ（点字ブロック等含む）	○		
	昇降機出入口の床と乗場の敷居との間のEXP.J	○		
	乗り場銘板類	○		

## **情報取扱注意項目**

### **(基本事項)**

**第 1** この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### **(関係法令等の遵守)**

**第 2** 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### **(適正管理)**

**第 3** 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### **(個人情報の適正取得)**

**第 4** 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### **(第三者への提供及び目的外使用の禁止)**

**第 5** 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### **(再委託の禁止又は制限等)**

**第 6** 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるとときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかつたときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

令和4年6月1日

名古屋城における文化財保護に関する特記仕様書

- 1 本件は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく特別史跡、重要文化財又は名勝等において業務を行うものであることから、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、慎重に施工・作業（以下「施工等」という。）すること。
- 2 文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な場合は、同許可日以降に着手するとともに、申請内容と許可条件を遵守すること（準備作業や仮設作業を含む。）。また、やむを得ず現状変更許可の内容と異なる作業が必要となつた場合は、必ず監督員と協議し、所定の手続きを経た後にその作業に着手すること。
- 3 全ての施工等に従事する者に文化財の保護及び重要性を十分認識させ、万全の注意を払うこと。
- 4 監督員から連絡があった場合は、受注者は着手に先立ち、監督員、名古屋城調査研究センター及び本市教育委員会文化財保護室の学芸員等による打合せに出席し、施工等内容の確認を受けること。
- 5 本特記仕様書を遵守した施工等方法や立会いの実施等について、具体的な施工等計画を作成し、監督員に提出すること。
- 6 日々の作業に関しては、監督員との打ち合わせ等に即し、名古屋城調査研究センター学芸員及び文化財保護室学芸員による立会い確認を必要に応じて受けること。
- 7 監督員の指示及び学芸員の立会いのない掘削は、絶対に行わないこと。
- 8 施工等にあたり、遺構の状況の変化など気付いた点があれば直ちに作業を中断し、立会いの学芸員及び監督員に報告しその判断を仰ぐこと。
- 9 有識者会議の指導・助言を受ける際は、現地視察や資料作成に協力すること。
- 10 その他、疑義の生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。

## 業務委託標準仕様書

令和5年4月  
名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

### 第一章 一般事項

#### (総則)

##### 第1条

この仕様書は、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託に適用する。  
契約書類、仕様書及び計画図に記載された事項以外は、この仕様書による。

#### (用語の定義)

##### 第2条

- (1) 「契約約款」とは、「名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約約款」をいう。
- (2) 「監督員」とは、設計図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約約款第8条に定める者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で契約約款第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について、原則として書面をもって示し、実施させることをいう。
- (5) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が原則として書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (6) 「協議」とは、原則として書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議することをいう。

#### (法令の遵守)

##### 第3条

文化財保護法、消防法及びその他の関係法令ならびに条例等を守り業務を実施する。

#### (業務上の注意)

##### 第4条

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 法令調査上必要となる関係諸官公署への問合せは、監督員の指示を受け行う。
- (3) この仕様書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議する。
- (4) 建築、設備等において、関連設計が分離して委託されている場合は、監督員が指定する受注者が総括し、相互に協力しながら円滑に設計が進むよう努める。
- (5) 成果品の中で使用する単位については、国際単位系（S I 単位）を用いるものとする。

#### (再委託)

##### 第5条

- (1) 受注者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。
- (2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算は除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託をする場合は、あらかじめ監督員に下請負届を提出し承諾を受けなければならない。

- (4) 受注者は業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、再委託者との関係を明確にしておくとともに、再委託者に対し業務の実施について適切な指導及び管理のもとに設計業務を実施しなければならない。  
なお、再委託者は名古屋市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(日程の管理)  
第6条

受注者は、業務日程表を提出し、業務の円滑な進捗を図る。ただし、履行期間が30日以内の場合は、監督員の承諾を得て業務日程表の提出を省略することができる。

(資料の保存)  
第7条

受注者は、監督員から指示がない限り、業務完了後3年間、設計及び積算の資料等を保存する。

(業務完了後の  
協力)  
第8条

- (1) 受注者は、業務完了後においても、業務内容に不備及びくい違いが発見されたときは、設計図書等の補正を行う。  
(2) 受注者は、本業務委託の範囲内において、当該昇降技術導入完了にいたるまで、業務内容の調査解明その他について協力する。

(著作権)  
第9条

この委託による成果品の著作権は、本市に帰属する。

(提出書類)  
第10条

- (1) 受注者は、契約後すみやかに、管理技術者届と管理技術者を総括担当者とした業務委託実施体制届を1部提出する。  
(2) 業務完了支払請求は、業務が完了したとき、直ちに業務完了届1部、成果品目録1部を提出し、検査に合格したうえ、請求書に支払請求内訳書又は請求代金内訳書を添えて行う。

(軽微な変更)  
第11条

仕様書及び計画図と実施設計図との間に生じた業務委託内容の軽微な変更については、契約金額の変更を行わない。

(資料の貸与及び  
返却)  
第12条

- (1) 監督員は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。  
(2) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。  
(3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。  
(4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(関係官公庁への  
手続き等)

第13条

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

(妨害又は不当要求  
に対する届出義務)

第14条

- (1) 受注者は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、監督員に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が第1項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(障害を理由とする  
差別の解消の推進)

第15条

- (1) 受注者は、業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。  
上記で規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- (2) 前項に定めるもののほか、受注者は、業務を履行するに当たり、業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
- (3) 前2項の規定は、再委託を受けた事業者について、準用する。

## 第二章 業務方針等

(業務方針)

第16条

- (1) 公共建築物にふさわしい安全性、耐久性、機能性及び快適性に配慮し設計する。
- (2) 地球規模の環境問題から地球環境、周辺環境まで、各レベルでの環境配慮を考慮し設計する。
- (3) 周辺地域の景観と調和するよう設計する。
- (4) 公共建築としての長期にわたる社会的役割に留意し、省エネルギー対策、障害者及び高齢者等の使用上の対策、その他の諸要求に配慮し設計する。

- (5) 費用の適正配分と効率的使用を図り、経済的合理性に配慮し設計する。
- (6) 維持管理が容易で、計画的に保全できるよう、材料、工法及び機器の選定を行う。
- (7) 敷地、道路、橋梁、周辺の環境等の施工条件を考慮し設計する。
- (8) 品質の確保、規格の統一、作業能率の向上等のため、標準仕様のあるものは、原則としてこれに基づき設計する。
- (9) 監督員から提示された参考設計事例を尊重し設計する。

(報告書等の作成)

第17条

受注者は、以下の(1)から(5)の報告書等を提出する。ただし、業務委託内容により報告の必要がないと認められる場合は、監督員の承諾を得てその提出を省略することができる。

- (1) 敷地調査報告書  
設計着手前に敷地調査を行い、別冊「成果品作成要領」（名古屋市住宅都市局）における敷地調査報告書（様式1）に現況写真を添えて提出する。  
なお、障害物、工事公害、周辺道路・橋梁等について問題が予測される場合は、事前に監督員と協議する。
- (2) 関係法令等調査報告書  
設計着手前に、建築基準法、消防法はじめ建築を規制する法令、条例等の調査を行い、報告書を提出する。
- (3) 類似事例調査報告書  
類似建築物の調査を行い、報告書を提出する。
- (4) 総合的設計による一団地の建築物の取扱いチェックリスト  
総合的設計による一団地の建築物の取扱いについて検討し、「事務取扱要領」（名古屋市住宅都市局建築指導部）に準じ、総合的設計による一団地の建築物の取扱いチェックリストを提出する。
- (5) 経済性検討報告書
  - ① 建設費、運転・維持費、修繕費を総合的に考慮した経済性の検討を行い、報告書を提出する。
  - ② 構造、設備方式については、数種の案を作成し、安全性、経済性等の検討を行う。
  - ③ 基礎構造については、数種の案について検討する。

(概略案の作成)

第18条

監督員の指示により、実施設計に先立ち、配置計画（屋外整備を含む）、意匠設計、構造計画、設備計画、工事費等について検討を加えた概略案を作成し、事前に監督員の承諾を受け、実施設計を行う。

第三章 設計業務

(設計標準)

第19条

- (1) 住宅都市局が制定する標準図、基準図及び監督員が指定する基準等に従い設計を行う。
- (2) 構造設計は、建築基準法関係法令、住宅都市局が制定する「市設建築物総合耐震設計基準」、「市営住宅構造設計指針」、「学校建築構造設計指針」等によるほか、「建築構造設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、「建築構造設計基準の資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、「（一社）日本建築センター各種指針」、「（一社）日本建築学会各種規準等に

よる。

(関係工事仕様書)

第20条

工事共通仕様書は、以下のうち、監督員が指定するものを使用する。

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「公共住宅建設工事共通仕様書」（公共住宅事業者等連絡協議会）

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）補足版」

（名古屋市住宅都市局）

「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

その他、営繕部の制定する工事仕様書

(打合せ)

第21条

(1) 監督員との打合せ

業務の詳細及び当該工事範囲について、監督員と十分に打合せを行う。

業務の進行状況に応じて、業務の各区分ごとに進捗状況を監督員に報告し、業務遅延防止のため十分な打合せを行う。打合せた結果については、受注者が打合せ記録を作成し、相互に内容を確認する。

(2) 関連事業者との打合せ

監督員の指示により、受託物件にかかる関連事業者と打合せを行い、提出する成果品について、くい違い、漏れのないようにする。

(調査)

第22条

(1) 増築・改修工事等の設計にあたっては、既存建物を現地調査の上、設計を行う。

(2) 解体及び改修工事の設計にあたっては、以下の事項について調査の上、設計を行う。

①既存建物の建設年度・図面等を調査し、仕様書に指示がある場合は成分分析を行った上で、石綿含有建材（石綿を重量の0.1%を超えて含有する建材）の有無を確認する。この場合の石綿分析は、JIS A 1481-1～5「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により、「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的な事項について」（令和2年9月1日・基発0901第10号）に定める者による分析調査とする。

なお、定性分析は原則としてJIS A 1481-1とする。

②既存建物の建設年度・図面等を調査し、昭和33年～昭和47年に製造されたPCB含有ポリサルファイド系シーリング材の有・無を確認するものとする。シーリング材採取にあたっては、日本シーリング材工業会の「PCB含有判定のシーリング材サンプル採取マニュアル」による。

(分割発注の場合  
の区分)

第23条

業務を分割して発注する場合には、業務範囲、図面上の分割の仕方は監督員の指示による。

(業務の区分)

第24条

- (1) 建築工事と設備工事の区分については、事前に監督員の指示を受け、関連設計者と確認し合い、くい違い、漏れのないようにする。
- (2) 受注者は、設計図書に指定があった場合は、業務区分表を作成する。
- (3) 業務区分表は、別冊「成果品作成要領」（名古屋市住宅都市局）における「建築・設備工事区分表」（様式2）により作成し、監督員に提出する。

(特殊工法等)

第25条

受注者が特殊工法又は特殊材料等を採用する場合は、事前に連絡をとり、その理由をあげて監督員の承諾を受ける。この場合、監督員が信頼度を立証する公的機関の試験成績書等を求めたときには、これを提出する。

(設計図書等の  
作成)

第26条

設計図書等の作成は、別冊「成果品作成要領」（名古屋市住宅都市局）の「設計図書作成要領〔建築、外構・植栽の部〕及び〔機械設備、電気設備の部〕」による。

(計算書の作成)

第27条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、計算書を作成する。  
計算書作成の方法及びコンピュータの使用の有無については、事前に監督員と協議する。

## 第四章 積算業務

(積算)

第28条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、(1) の基準等により(2) の積算業務を行う。

- (1) 数量の積算は、以下のうち、監督員が指定する基準等による。  
「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会）  
「公共住宅建築工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）  
「公共住宅機械設備工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）  
「公共住宅電気設備工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）  
「機械設備工事積算要領」（名古屋市住宅都市局）  
「電気設備工事積算要領」（名古屋市住宅都市局）
- (2)
  - ① 「工事費積算書」は、積算単価項目表の順に、名称、品種、形状・寸法、数量、単位、備考等を記入する。
  - ② 「数量調書」は、各工事項目ごとに見出しをつけ、一覧表に整理し、第三者が容易に判別できるようにした「ひろいだし原稿」をいう。
  - ③ 「概算工事費計算書」は、工事費積算書の写しに、市況を調査した単価を入れ、概算工事費を計算したものとする。

(参考見積)

第29条

- (1) 監督員の指示により、参考見積を徴取するときは、適正に内容を理解できる資料を明示し、工事件名をふせ、使用の可否についても回答しないこと。
- (2) 参考見積は、原則として3者から徴取、整理し、見積比較表を提出する。

## 第五章 その他の業務

(計画通知書類等  
の作成)

第30条

- (1) 受注者は、仕様書に指示がある場合は、計画通知必要書類を「事務取扱要領」(名古屋市住宅都市局建築指導部)の「確認申請書並びに添付図書の作成」に基づき作成する。
- (2) 受注者は、仕様書に指示がある場合は、構造計算適合性判定の申請業務を行なう。構造計算適合性判定の対象建築物となる条件は、仕様書のとおりとする。仕様書に記載の判定対象建築物(構造棟ごとの内容)とした条件に変更が生じた場合は、監督員と協議する。
- (3) 受注者は、仕様書に指示がある場合は、一団地認定の資料を作成する。
- (4) 受注者は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)(以下「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。)を仕様書の指示に従い建築と設備が協力して作成する。作成にあたっては「建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令」(経済産業省・国土交通省令)、「建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等」(国土交通省告示)及び建築物省エネ法関連告示等によるものとする。  
建築物エネルギー消費性能確保計画等は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
- (5) 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(環境保全条例)」による建築物環境計画書届出書は、建築と設備が協力して計画書を作成する(業務区分は、項目別担当表による。)。
- (6) その他各種法令手続きのための申請書類を、監督員の指示により作成する。

(中高層建築物紛  
争予防条例の業務)

第31条

- 受注者は、仕様書に指示がある場合は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に定める以下の業務を行う。
- (1) 「計画建築物の概要を示す標識」は、監督員の指示により設置する。
  - (2) 「日影図」は、別冊「成果品作成要領」(名古屋市住宅都市局)の「日影図作成要領」に基づき作成する。
  - (3) 「テレビ受信障害調査報告書」は、別冊「成果品作成要領」(名古屋市住宅都市局)の「テレビ受信障害事前調査実施要領」、「テレビ受信障害中間・事後調査実施要領」に基づき作成する。
  - (4) 受注者は、共同住宅型集合建築物建築計画書を、監督員の指示により作成する。

(審査会資料、意見の聴取会資料の作成)

第32条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、建築審査会資料、意見の聴取会資料を監督員と協議し作成する。

(説明会等資料の作成)

第33条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、別冊「説明会等資料作成の手引き」(名古屋市住宅都市局)に基づき説明会等資料を作成する。

(模型、透視図)

第34条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、模型、透視図を、監督員と協議し作成し、キャビネ判カラー写真3枚(ネガ又は電子データとも)とともに提出する。

(電子データ納品)

第35条

受注者は、仕様書に適用記載のある電子納品の基準により、最終成果品を電子データとして納品する。

電子納品にあたり、電子納品の基準に定めること以外は、監督員と協議する。

(業務カルテの作成・登録)

第36条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム(P U B D I S)利用規約に基づき業務カルテを作成し、監督員の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを(一社)公共建築協会公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、業務完了後10日以内にその写しを監督員に提出する。

(概略工程表の作成)

第37条

受注者は、仕様書に指示がある場合は、「工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)」に基づき概略工程表を作成する。

## 第六章 提出部数

(提出部数)

第38条

設計図書等の提出部数は別表による。

別表 設計図書等提出部数

名 称	原図	写し	電子データ	備 考
設 計 図 (工事概要、特記仕様書を含む)	一	—	※1	
施 設 完 成 図	1部	—	※1	
敷 地 調 査 報 告 書	1部	—		様式1 現況写真は、監督員が指定する部数提出
関 係 法 令 等 調 査 報 告 書	1部	—		A4判
類 似 事 例 調 査 報 告 書	1部	—		A4判
総 合 的 設 計 に よ る 一 団 地 の 建 築 物 の 取 扱 い チ ェ ッ ク リ ス ト	1部	—		A4判
経 济 性 検 討 報 告 書	1部	—		A4判 建築、機械、電気の別に提出
計 算 書 (構 造 、 設 備 )	1部	1部	※1	A4判
計 算 書 (省 工 ネ )	1部	1部	※1	A4判
工 事 費 積 算 書	1部	1部		A4判
数 量 調 書	1部	—	※1	A4判
概 算 工 事 費 計 算 書	1部	—		A4判
参 考 見 積	1部	—		見積比較表はA4判
建 築 ・ 設 備 工 事 区 分 表	1部			A4判
計 画 通 知 必 要 書 類	1部	2部	※1	通知書等は監督員が指定する部数提出
一 団 地 認 定 資 料	1部	1部	※1	監督員が指定する様式
建築物省エネルギー消費性能確保計画等	1部	1部	※1	A4判
共 同 住 宅 型 集 合 建 築 物 建 築 計 画 書	1部	1部		A4判
日 影 図	1部	—	※1	日影図作成要領に指定する用紙
建 築 審 査 会 資 料	1部	—	※1	監督員が指定する様式及び部数
意 見 の 聽 取 会 資 料	1部	—		監督員が指定する様式及び部数
説 明 会 等 資 料	1部	—	※1	説明会等資料作成の手引きに指定する様式
建 築 物 環 境 計 画 書 届 出 書	1部	—	※1	「CASBEE名古屋」による入力結果のスコアシート
公 共 建 築 設 計 者 情 報 シ ス テ ム 業 務 カ ル テ 受 領 書	—	1部		A4判
調 査 報 告 書 (石綿含有建材、PCB含有シーリング)	1部			A4判
打 合 せ 記 錄	1部	—		A4判

注) 電子データ欄の記号については次のとおり。

※1 「電子納品に関する運用基準【建築・建築設備編】」(名古屋市住宅都市局)により提出。

実施設計委託  
成果品作成要領  
(令和4年4月)

名古屋市住宅都市局

目 次

設計図書作成要領 [建築、外構・植栽の部] .....	1
1章 一般事項 .....	1
2章 建築の部 .....	2
1節 意匠図 .....	2
2節 構造図 .....	5
3節 構造計算書 .....	5
4節 工事費積算書 .....	6
3章 外構・植栽の部 .....	7
1節 設計図 .....	7
2節 計算書 .....	8
3節 工事費積算書 .....	8
付表 .....	9
設計図書作成要領 [機械設備、電気設備の部] .....	10
1節 一般事項 .....	10
2節 設計図 .....	11
3節 検討事項及び計算書・検討書 .....	12
4節 工事費積算書 .....	13
日影図作成要領 .....	14
1節 一般事項 .....	14
2節 日影図共通事項 .....	14
3節 法定日影図 .....	15
4節 条例日影図 .....	15
5節 敷地高低測量 .....	15
6節 説明用掲図 .....	16
テレビ受信障害事前調査実施要領 .....	17
1節 総則 .....	17
2節 机上検討 .....	17
3節 受信状況調査 .....	17
テレビ受信障害中間・事後調査実施要領 .....	19
1節 総則 .....	19
2節 受信状況調査 .....	19
敷地調査報告書 (様式 1) .....	20
建築・設備工事区分表 (様式 2) .....	22

# 設計図書作成要領

## [建築、外構・植栽の部]

### 1章 一般事項

#### 1.1.1 総則

- (a) 設計図書等（工事概要、特記仕様書、意匠図、構造図、構造計算書、工事費積算書）の作成は、原則として、この要領による。
- (b) 使用材料の呼称は、工事共通仕様書及び日本工業規格による一般名称（規格のないものについては一般的な名称）を用い、原則として、固有商品名（登録商標等）を表示しない。
- (c) 材料の製作所を指定する場合は、原則として、特記仕様書に記載することとし、一社指定を避ける。
- (d) 設計図書等で使用する単位は、国際単位系（S I 単位）とする。

#### 1.1.2 工事概要

- (a) 工事概要是、下記の事項などについて表示する。
  - (1) 件名
  - (2) 場所
  - (3) 地域・地区
  - (4) 敷地面積
  - (5) 建築面積、延べ面積、各階床面積
  - (6) 容積率、建ぺい率
  - (7) 最高高さ、軒の高さ
  - (8) 主要用途
  - (9) 構造、階数
  - (10) 工事種別（新・増・改築等の区別）
  - (11) 基礎地業（くい基礎の場合は種別）
  - (12) 取りこわし工事（構造、面積その他特記すべき事項を明示する）
  - (13) 外構工事……擁壁、排水、舗装、植栽
  - (14) その他工事……門、塀、浄化槽、水飲み手足洗い場等
- (b) 上記のほか、特記すべき事項について明記する。

#### 1.1.3 特記仕様書

工事特記仕様書は、住宅都市局制定様式に、公共建築工事標準仕様書で選択事項となっている部分を明確化し、あるいは、特記すべき事項を明記する。

#### 1.1.4 図面共通事項

- (a) 原図は、原則としてA 1判とする。
- (b) 表示文字、数字は、縮小版を作成しても明瞭に判別できるように、大きくわかりやすく表示する。
- (c) 寸法の単位は、mm を原則とし、単位記号は付けない。
- (d) 建築工事に関連する設備などの別途工事区分は、点線で図示し、「別途」と明記する。
- (e) 図面タイトル枠の直近に設計事務所名を明記する。
- (f) 地中障害物等（地中障害物※、土壤汚染、爆弾探査等）を調査、撤去又は存置（一部又は全部）する場合において作成される図面は、図面表題に「（地中障害物等含む）」を明記する。

##### ※ 地中障害物の例

基礎、杭、地盤改良部分、浄化槽、オイルタンク及びボックスカルバートなど、今後建物を建設する上で大きな支障となるものを対象とする。

1.1.5  
図面共通記号

図面に使用する記号は、原則として付表の記号を使用し、新たに定める記号とともに、設計図中に凡例としてまとめて明記する。

1.1.6  
図面目録

- (a) 図面目録は、工事件名記載の上、図面番号と図面表題を列記する。
- (b) 図面番号は、図面表紙、図面目録、特記仕様書及び工事概要の順とし、その後は2章及び3章に示す設計図の順とする。

## 2章 建築の部

### 1節 意匠図

2.1.1  
付近見取図

工事場所、方位（北を上に作図）、道路、停留所その他目標となるものを表示する。

2.1.2  
配置図

縮尺 1/100～1/1000

- (a) 敷地
  - (1) 敷地境界線（寸法表示）、周辺道路とその幅員、計画道路を表示する。
  - (2) 現況地盤の高低と完成時地盤高及びベンチマークを表示する。
  - (3) 方位記号を表示する（原則として北を上に作図）。
- (b) 建物
  - (1) 既設、今回工事及び計画を区分明示し、棟別名称を表示する。
  - (2) 建物位置及び建物寸法は、通り心を基準として心々寸法で表示する。
- (c) 付属施設
  - (1) 門、塀、フェンス、境界石、植樹、街灯、ポンプ室、水槽、浄化槽等を表示する。
  - (2) 建築工事に含まれる給排水設備等とその経路を表示する。
  - (3) 延焼の恐れのある部分を表示する。

2.1.3  
求積図

縮尺 1/100～1/500

- (a) 求積図と根拠計算表を表示する。
- (b) 建築面積、各階床面積及び集計表を表示する。
- (c) 単位は $m^2$ とし、少数点以下3位を切り捨て、少数点以下2位で表示する。

2.1.4  
仕上表

外部仕上、内部仕上について表示する。

2.1.5  
平面図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 方位  
原則として、上方を北とする。
- (b) 通り記号
  - X方向 左より右へ X1、X2、X3…… とする。
  - Y方向 下より上へ Y1、Y2、Y3…… とする。
- (c) 室名等  
室名、間取り、開口部、壁の種類、造付け家具、床高低差（基準床面より高低差のあるもの）を表示する。
- (d) 出入口、窓、建具及び開口部
  - (1) 出入口、窓及び建具を表示記号に従い表示し、防火戸の種類、ブラインド、カーテンレールの有無等を付記する。
  - (2) パイプシャフト（P.S又はE.P.S）、ダクトスペース（D.S）、エアーダクト（A.D）及び吹き抜け等を表示する。

- (e) 工事範囲  
施工範囲及び増築計画を表示し、他工事（別途工事）との区分を明示する。
- (f) その他の表示
  - (1) エレベータ（E V）、便器、浴槽、洗面器、掃除用流し、洗濯防水パン、流し台、ガス台、冷蔵庫スペース、換気扇その他の建築設備を表示する。
  - (2) ドレン、とい、手すり、タラップ、避難器具、床マットその他の金物を表示する。
  - (3) 水槽、屋上伸縮目地、点検口、マンホール、柵、側溝、室名札、黒板、掲示板、カウンター、書架、案内板等を表示する。

#### 2.1.6 立面図

- 縮尺 1/100～1/300
- (a) 原則として、4面表示する。
  - (b) 外装区分、外壁目地、非常用進入口、斜線制限線、避雷針及びその保護範囲、手すり、タラップ、縦とい、旗竿金物、館名文字、がらり、給気口、高架水槽、設備フードその他の建築設備を表示する。
  - (c) 建築設備機器等で別途工事の場合、点線で表示する。

#### 2.1.7 断面図

- 縮尺 1/100～1/300
- (a) 原則として2面以上表示する。
  - (b) 設計地盤高、各階高、軒高、最高の高さ、天井高、床高、通り記号、軒の出等を表示する。
  - (c) 設計地盤（G L）を基準とし、各階の床面位置を下階より順に 1FL、2FL…ように表示する。
  - (d) 切断か所は平面図に表示する。
  - (e) 別途工事との区分を表示する。

#### 2.1.8 矩計図

- 縮尺 1/20～1/50
- (a) 建物の階数が異なるとき又は別棟となるときは、それぞれについて作成する。
  - (b) 原則として、切断面だけを表現する。
  - (c) 通り記号及び室名を表示し、必要に応じて仕上げ名も表示する。
  - (d) 切断か所は平面図に表示する。

#### 2.1.9 平面詳細図

- 縮尺 1/20～1/50
- (a) 平面詳細図一般事項
    - (1) 図は、原則として平面図と同じ向きに配置する。
    - (2) 平面詳細図は同一平面でない限り、原則として各階の各部分を表示する。
    - (3) 床及び壁仕上げは、原則として2種以上の仕上げで取合い等が仕上表等から判断しにくい場合のみ表示し、特に必要としない限り表示しない。
    - (4) 通り記号及び室名を表示する。
    - (5) 別途工事との区分を表示する。
  - (b) 寸法
    - (1) 主要部分の寸法、厚さ及び関係寸法を表示する。
    - (2) 開口部の位置及び内法寸法を表示する。

#### 2.1.10 断面・部分詳細

- 縮尺 1/2～1/50
- (a) 別図との重複をなるべく避け、積算時に誤解される恐れのあるか所などを大きく、詳しく表示する。
  - (b) 切断か所は、平面図又は平面詳細図に表示する。

#### 2.1.11 階段詳細図

- 縮尺 1/20～1/50
- 平面図、断面図、各部詳細図を表示する。
- (a) 寸法
    - (1) 主要部分の寸法、階段及び踊り場の有効幅、通り記号、高さ等を表示する。
    - (2) 跳上げ、踏み面は、トータル寸法も表示する。  
例：跳上げ 160mm、段数 20段の場合

$160 \times 20 = 3,200$  と寸法線に沿って表示する。

(b) その他

屋上への昇降、階数表示板、幅木その他各部詳細を表示する。

2.1.12  
展開図

縮尺 1/50

(a) 展開図一般事項

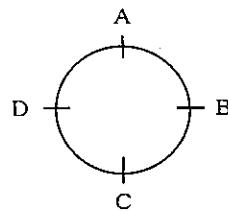
- (1) 展開図の方向は、右記の例により、平面図又は平面詳細図に表示し、A、B、C、Dの順に表示する。
- (2) 重複する面以外は、原則としてすべて表示する。
- (3) 床仕上げ、天井仕上げ、断面の仕上げは表示しない。
- (4) 仕上げ区分の異なる部分は、明示する。
- (5) 別途詳細図に明示する吊戸棚、流し台、カウンター等は、略断面にとどめ、重複しないようとする。
- (6) 建築設備機器で別途工事の場合、点線で表示する。
- (7) 室名を表示する。

(b) 寸法

- (1) 天井、腰、幅木の各高さを表示する。
- (2) 通り心又は壁心からの寸法を表示し、通り記号も付記する。
- (3) 床の高低をFLを基準として表示する。
- (4) 開口部の位置及び内法寸法を表示する。

(c) その他

- (1) 便器、浴槽、洗面器、掃除用流し、流し台、ガス台、水切棚、吊戸棚、換気扇、給気口、消火栓ボックス、分電盤、端子盤その他の建築設備を表示する。
- (2) 手すり、タラップ、避難器具、物干金物、その他の金物を表示する。
- (3) 搬入口、点検口、その他の開口、掲示板、黒板、案内板、カウンター、書架、棚、ボックス類等を表示する。



2.1.13  
天井伏図

縮尺 1/100～1/300

(a) 天井伏図一般事項

- (1) 壁、柱の断面は、仕上げ線のみで表現する。
- (2) 必要な場合は、割り付けを表示する。
- (3) 室名を表示する。
- (4) はり形露出の場合は、仕上げを明示する。

(b) 寸法

主要部分の寸法を表示し、通り心には記号を表示する。

(c) その他

照明器具、吹出口、吸込口、点検口、天井扇、カーテンボックス及びレール等を表示する。

2.1.14  
建具平面図

縮尺 1/100～1/300

(a) 記号は○印で表し、上段に建具記号、下段に番号を表示する。

(b) 建具平面図には、通り心、通り記号及び防火区画を表示する。

2.1.15  
建具表

縮尺 1/50

(a) 建具表一般事項

- (1) 記号、種別、種類(材質)、開閉方式、防火性能、使用場所、数量、形状寸法(見付け、見込み、内法)、仕上げ等を表示する。
- (2) 建具形状図は、室内側からの姿を描く。

(b) ガラス

種別、厚さ及びガラス止め工法(材料)を表示する。

(c) がらり

形状寸法及び材質を表示する。

(d) 枠

形状寸法(見付け、見込み)、材質及び枠回り詳細図等を表示する。

(e) 建具金物

支持金物、開閉金物、締め金物及び運動装置等を表示する。

## 2 節 構造図

### 2.2.1

#### 土質柱状図

孔内水位、調査深度、標高、土質、深度、層厚、現場観察記録、標準貫入試験の結果、くい支持点の位置等を表示する。

### 2.2.2

#### くい伏図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 試験くいのある場合は、明示する。
- (b) くい径及びくい長のリストを作成する。
- (c) くい位置は、通り心からの寄り寸法も表示する。
- (d) 配筋基準図によらないくい頭の補強を行う場合は、くい頭補強方法を明示する。
- (e) 基礎深さの異なる場合は、明示する。

### 2.2.3

#### 基礎伏図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 通り記号、基礎、基礎ぱり、最下階の柱、壁等の記号及び位置を表示する。
- (b) 補強を要する基礎ぱり貫通孔は、明示する。
- (c) 基礎深さの異なる場合は、明示する。

### 2.2.4

#### 床伏図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 通り記号、柱、はり、壁、床版等の記号及び位置を表示する。
- (b) はり及び床版に高低差がある場合は、表示する。
- (c) 木造部分の床組がある場合は、図示する。
- (d) 補強を要する貫通孔は、明示する。

### 2.2.5

#### 軸組図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 通り記号、柱、はり、壁等の記号及び位置を表示する。
- (b) はり、床版の高低差を表示する。
- (c) 原則としてX、Y両方向についての全種類の軸組図を表示する。

### 2.2.6

#### 断面リスト

縮尺 1/20～1/50

- (a) 柱、基礎ぱり、大ぱり、小ぱり、壁、床版について表示する。
- (b) 断面寸法が同じで、配筋も同じものは、原則として同一記号で表示する。
- (c) 柱・梁の接合部について鉄筋の納まり等を検討し、必要があれば図示する。

### 2.2.7

#### 床版、壁、 階段配筋表

縮尺 1/20～1/50

壁、床版、階段の配筋及び開口補強は、原則として配筋基準図の基準配筋による。

### 2.2.8

#### 雑配筋図

縮尺 1/20～1/50

ふかし配筋、配筋取合い、スリーブ補強、受水槽、高架水槽、煙突、土間スラブ、開口部補強、庇、パラペット、架台基礎等の配筋を表示する。

### 2.2.9

#### 配筋基準図等

配筋基準図、鉄骨基準図は住宅都市局制定のものを使用する。

## 3 節 構造計算書

2.3.1 様式等	(a) A4縦使い左綴じ製本とし、表紙に件名、作成年月日、設計事務所名、設計担当者名を記載する。 (b) 建築物の耐震安全性の分類は、原則として監督員の指示による。
2.3.2 構造計算報告書	構造計算報告書は、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」(建築士法第20条第2項)による。ただし、構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については、構造計算報告書に構造設計一級建築士によるものである旨の表示をする。
2.3.3 一般事項	(a) 建物概要 階数、階高、用途、建築面積、延べ面積、軒高、最高の高さ、はり間、桁行等を記載する。 (b) 構造概要 構造概要、設計の考え方は、構造計算報告書に記載する。 (c) 使用材料、材料の許容応力度 使用材料、材料の許容応力度を、わかりやすく表にまとめ記載する。 (d) 設計用荷重 (1) 各階、各室ごとに、固定荷重、積載荷重を表にまとめ記載する。 (2) 略平面に積載荷重のうちの特殊荷重(クーリングタワー、高架水槽、金庫、倉庫棚、電算機、受水槽、ボイラー、空調機、発電機等)の位置を明記する。 (e) 判別ルート 判別ルート名称は、構造計算報告書のルート名称を使用し表示する。 (f) 部材の仮定断面等 柱、はり、壁等の仮定断面、壁量等を表又は伏図等に整理し、記載する。
2.3.4 応力計算	(a) 原則として、応力計算の過程は、わかりやすくまとめ記載する。 (b) コンピュータにより応力計算を行う場合は、計算結果を応力図等により表示する。
2.3.5 部材断面算定	(a) 部材断面算定の条件を明示する。 (b) 部材断面は、わかりやすく表にまとめ記載する。
2.3.6 各部の設計	床版、擁壁、貫通孔補強、階段その他の部材を設計する。
2.3.7 非構造部材の耐震性	主要な内装材、家具、事務機器等の耐震安全性を検討する。
2.3.8 建築設備の耐震性	建築設備の耐震性は、建築との取り合い部分の安全性を検討する。

#### 4節 工事費積算書

2.4.1 名称	(a) 名称欄に表示する項目の名称は、原則として「公共建築工事標準仕様書」(国土交通省大臣官房官庁營繕部)又は「公共住宅建設工事共通仕様書」(公共住宅事業者等連絡協議会)の表現に準拠する。 (b) 略称を使用する場合は、この設計図書作成要領の図面共通記号による。
-------------	--

2.4.2 形状・寸法	材工共の区別、材料の厚さ、建具の略称、形状等を表示する。																											
2.4.3 数量	<p>(a) 原則として、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位で表示する。ただし、100以上の数値については小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。</p> <p>(b) 原則として、以下の各項目については、数量欄に「一式」と表示し、別紙計算書又は備考欄に計算根拠を記載する。</p> <table> <tr><td>1</td><td>直接仮設</td><td>: 全項目</td></tr> <tr><td>2</td><td>土工</td><td>: 機械運搬</td></tr> <tr><td>4</td><td>コンクリート</td><td>: 打設手間、ポンプ機械損料、足場</td></tr> <tr><td>5</td><td>型枠</td><td>: 型枠支保工</td></tr> <tr><td>7</td><td>鉄骨</td><td>: 鉄骨工場加工組立費、鉄骨足場、災害防止、建方機械損料、超音波探傷試験</td></tr> <tr><td>13</td><td>金属</td><td>: 軽量鉄骨壁下地開口補強、軽量鉄骨天井下地開口補強</td></tr> <tr><td>15</td><td>木製建具</td><td>: 建具金物、取付費</td></tr> <tr><td>16</td><td>金属製建具</td><td>: 建具金物</td></tr> <tr><td>23</td><td>共通仮設</td><td>: 積み上げ分全項目 他、監督員の指示による項目</td></tr> </table>	1	直接仮設	: 全項目	2	土工	: 機械運搬	4	コンクリート	: 打設手間、ポンプ機械損料、足場	5	型枠	: 型枠支保工	7	鉄骨	: 鉄骨工場加工組立費、鉄骨足場、災害防止、建方機械損料、超音波探傷試験	13	金属	: 軽量鉄骨壁下地開口補強、軽量鉄骨天井下地開口補強	15	木製建具	: 建具金物、取付費	16	金属製建具	: 建具金物	23	共通仮設	: 積み上げ分全項目 他、監督員の指示による項目
1	直接仮設	: 全項目																										
2	土工	: 機械運搬																										
4	コンクリート	: 打設手間、ポンプ機械損料、足場																										
5	型枠	: 型枠支保工																										
7	鉄骨	: 鉄骨工場加工組立費、鉄骨足場、災害防止、建方機械損料、超音波探傷試験																										
13	金属	: 軽量鉄骨壁下地開口補強、軽量鉄骨天井下地開口補強																										
15	木製建具	: 建具金物、取付費																										
16	金属製建具	: 建具金物																										
23	共通仮設	: 積み上げ分全項目 他、監督員の指示による項目																										
2.4.4 単位	長さ、面積、体積及び重量の単位は、原則として、それぞれm、m <sup>2</sup> 、m <sup>3</sup> 、及びt (kg)とする。																											
2.4.5 備考	数量調書は設計事務所名を表紙下部中央に明記する。 その他、特記すべき事項について記載する。																											
2.4.6 複合単価	<p>(a) 複合単価（代価）の作成は、監督員の指示による。</p> <p>(b) 複合単価を構成する数量の有効桁数は、「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又は「公共住宅建設工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）に準ずる。</p>																											

### 3章 外構・植栽の部

#### 1節 設計図

3.1.1 付近見取図	工事場所、方位（北を上に作図）、道路、停留所その他目標となるものを表示する。
3.1.2 平面図	<p>縮尺 1/100～1/500</p> <p>(a) 敷地境界線、周辺道路とその幅員（既設構造物を含む）を表示する。</p> <p>(b) 現況地盤高と完成時地盤高及びベンチマークを表示する。</p> <p>(c) 方位記号を表示する。（原則として北を上に作図）</p> <p>(d) 既設、今回工事及び計画を区分明示する。</p> <p>(e) 工事種別ごとの平面図が必要な場合は、監督員の指示により作成する。</p>
3.1.3 構造図	<p>縮尺 1/10～1/50</p> <p>構造は、外構標準構造図等によるほか、監督員の指示による。</p>

3.1.4  
その他設計図

擁壁縦横断面図、展開図、道路縦横断面図、排水図、縦横断面図等については監督員の指示により作成する。

## 2節 計算書

3.2.1  
計算書の種類

監督員の指示により、構造計算書、雨水排水計算書、その他の計算書を提出する。

3.2.2  
様式

A4縦使い左綴じ製本とし、表紙に件名、作成年月日、設計事務所名、設計担当者名を記載する。

## 3節 工事費積算書

3.3.1  
名称

名称の表示は、外構標準構造図等によるほかは、監督員の指示による。

3.3.2  
形状・寸法

材工共の区別、材料の規格等を表示する。

3.3.3  
数量

原則として、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位で表示する。ただし、100以上の数値については小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。

3.3.4  
単位

長さ、面積、体積及び重量の単位は、原則として、それぞれm、m<sup>2</sup>、m<sup>3</sup>、及びt(kg)とする。

3.3.5  
複合単価

- (a) 複合単価（代価）の作成は、監督員の指示による。
- (b) 複合単価を構成する数量の有効桁数は、「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又は「公共住宅建設工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）に準ずる。

付表 図面共通記号

項目	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
一般事項	基準地盤面 基準床面 ベンチマーク n階床版面 塔屋屋階 屋階 n階 地下 n 階 センターライン 縮尺	GL FL BM nSL PHRF RF nF BnF CL S、s	高さ 長さ 幅 半径 直径 間隔 厚さ 階段の上り方向 階段の下り方向	H、h L、 W、w R、r D、d、 $\phi$ @ ア、t UP DN
塗装記号	合成樹脂調合ペイント塗り 合成樹脂エマルションペイント塗り 合成樹脂エマルション模様塗料塗り つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り 耐候性塗料塗り アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	SOP EP EP-T EP-G DP NAD	クリアッカーラッカーペイント塗り ウレタン樹脂ワニス塗り オイルステイン塗り 木材保護塗料塗り	CL UC OS WP
建具記号	アルミニウム製戸 アルミニウム製窓 アルミニウム製がらり 鋼製戸 鋼製窓 鋼製がらり 重量シャッター ステンレス製戸 ステンレス製窓 ステンレス製がらり	AD AW AG SD SW SG SS SSD SSW SSG、STG	スライディングドア 木製戸 木製窓 木製がらり ふすま 間仕切り壁	SLD WD WW WG F P
設備一般記号	ダクトスペース パイプスペース 電気用パイプスペース エレベーター エアダクト	DS PS EPS EV AD		

(注) 上記以外の事項について表示記号を定める場合は、上記記号を参考に監督員の承諾を得て記号を決する。

# 設計図書作成要領

## 〔機械設備、電気設備の部〕

### 1節 一般事項

- 1.1 総則
- (a) 設計図書等（工事概要、特記仕様書、設計図、工事費積算書）の作成は、原則として、この要領による。
  - (b) 使用材料の呼称は、工事共通仕様書及び日本工業規格による一般名称（規格のないものについては一般的な名称）を用い、原則として、固有商品名（登録商標等）を表示しない。
  - (c) 機械設備において、材料の製作所を指定する場合は、原則として、特記仕様書に記載することとし、一社指定を避ける。
  - (d) 設計図書等で使用する単位は、国際単位系（S I 単位）とする。
- 1.2 工事概要
- 工事概要是、特記仕様書にしたがい表示する。
- 1.3 特記仕様書
- (a) 工事特記仕様書は、住宅都市局制定様式にしたがい明記する。
  - (b) 機械設備の特記仕様書の作成は、「機械設備工事設計・施工マニュアル」（名古屋市住宅都市局）D 設計図書作成のための手引きによる。
- 1.4 図面共通事項
- (a) 原図は、原則としてA 1判とする。
  - (b) 表示文字、数字は、縮小版を作成しても明瞭に判別できるように、大きくわかりやすく表示する。
  - (c) 寸法の単位は、mmを原則とし、単位記号は付けない。
  - (d) 図面は、設備工事ごとに分類整理できるように作成する。  
(注) 機械設備の場合  
衛生設備、空気調和設備、ガス設備など  
電気設備の場合  
強電設備、弱電設備、電話設備、自動火災報知設備、エレベーター設備など
  - (e) 住宅都市局制定の標準図が使用できるものは、図面の一部としてもよい。
  - (f) 図面タイトル栏の直近に設計事務所名を明記する。
  - (g) 地中障害物等（地中障害物※、土壤汚染、爆弾探査等）を調査、撤去又は存置（一部又は全部）する場合において作成される図面は、図面表題に「(地中障害物等含む)」を明記する。  
※ 地中障害物の例  
基礎、杭、地盤改良部分、浄化槽、オイルタンク及びボックスカルバートなど、今後建物を建設する上で大きな支障となるものを対象とする。
- 1.5 図面共通記号
- 図面に使用する記号は、原則として、「公共建築設備工事標準図（機械設備編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備編）」及び「機械設備工事設計・施工マニュアル」（名古屋市住宅都市局）A 共通事項の記号を使用し、新たに定める記号とともに、設計図中に凡例としてまとめて明記する。
- 1.6 図面目録
- (a) 図面目録は、工事件名記載の上、図面番号と図面表題を列記する。
  - (b) 図面番号は、特記仕様書を先頭とし、設計図を続ける。

## 2節 設計図

	機械設備	電気設備
付近見取り図	(a) 工事場所、方位(北を上に作図)、道路、停留所その他目標となるもの	(a) 同左
配置図	(a) 縮尺 1/100～1/1000 (b) 凡例、建物(既設、今回施工及び将来計画の区分を明示)、方位(原則として北を上に作図)、道路本管の径(取付工事のある場合)、屋外工事	(a) 同左 (b) 凡例、建物(既設、今回施工及び将来計画の区分を明示)、方位(原則として北を上に作図)、電力・電話・CATV等の引き込み点、屋外工事
	機械設備	電気設備
系統図	(a) 系統図には、階高を記入 (b) 配管系統図(各階の配管径、分岐関係などを記入) (c) ダクト系統図(各系統ごとの風量、SFD、FFDなどを記入) (d) 制御システム構成図	(a) 同左 (b) 配線系統図 (c) 幹線種類、配管、ラックの種別 (d) 必要に応じて天井高さ、室名、区画貫通処理の有無
平面図	(a) 縮尺 1/50～1/200 (1/100を標準とする) (b) 間取り、室名、開口部、壁の種別、造付け家具、雨どい、ひさし、通り記号など(建築図面との整合を図る) (c) 配管、ダクト、機器配置図	(a) 同左 (b) 同左 (c) 配管、配線、機器配置図
詳細図	(a) 縮尺 1/20～1/50 (b) 便所、厨房、機械室、その他必要部分  (c) 平面詳細、立面詳細、断面詳細、各部納まり図	(a) 同左 (b) 変電室(機器配置、結線図、線系統図) 発電機室(機器配置、結線図、発電機設備系統図) 避雷針(保護範囲) 電話交換機(機器配置、系統図) 昇降機(機器配置、結線図) その他必要部分
姿図又は参考図	(a) 縮尺は任意 (b) 厨房機器、空調用機器、制御盤、水槽類などで工事費算出及び工事施工上必要があるもの	(a) 同左 (b) 照明器具、端子盤、動力盤、特殊機器類などで工事費算出及び工事施工上必要があるもの
機器表	(a) 性能、形式、形状、付属品、動力、数量、設置場所など使用する機器を明確に表現	(a) 同左  (b) 参考外形寸法を記載
計算書	(a) 消火設備計算書、浄化槽設備計算書などは、設計図面に記載	(a) 発電機、静止形電源、放送設備などの容量計算は、設計図面に記載

### 3節 検討事項及び計算書・検討書

仕様書に記載の計算書等を、監督員に提出すること。設計事務所名を表紙下部中央に明記する。

#### <共通項目>

市設建築物の設計グレード	設計グレード区分に基づき、コスト縮減を配慮した設備の設計を行う。
名古屋市福祉都市 環境整備指針	人にやさしい環境整備の設計を行う。
市設建築物浸水対策 留意事項	敷地の条件、施設用途、建物の形態等により浸水対策に対応した設計を行う。
リサイクルの推進	建築副産物の発生抑制を図るとともに、リサイクルを考慮した設計を行う。
耐震検討	「市設建築物総合耐震設計基準」及び「機械設備工事設計・施工マニュアル」の耐震設計基準に基づき建築物を分類し、適切な耐震安全性に関する検討を行う。
公共建築物の 環境配慮整備指針	LCCO <sub>2</sub> をできる限り削減した建築物の設計を行う。
公共建築物の 長寿命化設計基準	超寿命化仕様の建築物を目指した設計を行う。
計画通知	該当する建物の計画通知のための設備に関する資料の作成を行う。
建築物エネルギー 消費性能確保計画等	該当する建物の建築物省エネ法に係る建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、設備に関する計算を行う。
建築物環境計画書	該当する建物のCASE名古屋への設備に関する記入を行う。
騒音、振動計算書	騒音、振動により当該施設又は隣地に、影響の恐れがある機器等の騒音振動計算を行う。

#### <機械設備>

給水計算書	配水管口径及び給水機器選定のために給水計算を行う。 新・改・増築等(引込み口径40φ以上)には「給水装置工事計画協議書」を作成する。
排水計算書	排水管口径及び排水機器選定のために排水計算を行う。 排水設備築造等に関し、公共下水道に排水する場合は「下水排出計画書」(関連工事費の徴収対象に該当する場合)を作成する。
給湯計算書	給湯管口径及び給湯機器選定のために給湯計算を行う。
空調負荷計算書	熱源機器、搬送機器等の仕様を選定するために空調負荷計算を行う。
空調機器・ 配管・ダクト計算書	空調機器、配管口径、ダクト寸法等を選定するために計算を行う。
換気計算書	送排風機及びダクト寸法選定のために換気計算を行う。
空気バランシート	区画ごとの空気バランシートを作り、適切な換気を計画する。

#### <電気設備>

光害対策ガイドライン	「街路照明器具のガイド」、「屋外照明等設置チェックリスト」等を積極的に活用し、より良好な照明環境の実現に努める。
照度計算書	各室、各用途ごとの照度計算を行う。
電圧降下計算書	各電線の許容電流、電圧降下を検討し、適切な配線サイズを決定する。

※ 軽微な工事について、監督員と協議のうえ省略することができる。

### 4節 工事費積算書

4.1 積算	設備の積算は、「機械設備工事積算要領」(名古屋市住宅都市局)、「電気設備工事積算要領」(名古屋市住宅都市局)、「公共住宅機械設備工事積算基準」(公共住宅事業者等連絡協議会)又は「公共住宅電気設備工事積算基準」(公共住宅事業者等連絡協議会)による。
4.2 積算単価項目表	機械設備の場合、積算単価項目表は、「機械設備工事積算要領」の(内訳書作成例)をあてる。 電気設備の場合、積算単価項目表は、「電気設備工事積算要領」の(内訳書作成例)をあてる。

# 日影図作成要領

## 1節 一般事項

- 1.1 総則
- (a) 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2及び名古屋市中高層建築物日影規制条例（以下「日影規制条例」という。）に規定される日影図（以下「法定日影図」という。）、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に規定される日影図（以下「条例日影図」という。）は、原則としてこの要領により作成する。
- (b) この要領に記載のない事項は、仕様書及び実施設計委託仕様書による。
- 1.2 日影図の種類
- 原則として、仕様書に、作成枚数が1枚と表示されている場合は、条例日影図を作成し、作成枚数が2枚と表示されている場合は、法定日影図及び条例日影図を作成する。

## 2節 日影図共通事項

- 2.1 原図の大きさ
- 原図は、原則としてA1判とする。
- 2.2 寸法の単位
- 寸法の単位は、mmを原則とし、単位記号は付けない。
- 2.3 真北の確認
- 計画図に示される北と現地敷地の真北とを照合し、いつ、どんな方法で確認したかを、前面道路を基準線とした敷地の振り角度とともに、日影図に記入する。
- 2.4 緯度・経度等
- 北緯 $35^{\circ}15'$  東経 $136^{\circ}55'$ 、冬至日の真太陽時を基準に日影図を検討し、「北緯 $35^{\circ}15'$  東経 $136^{\circ}55'$ 、冬至日の真太陽時を基準とした。」と日影図に表示する。
- 2.5 縮尺
- 縮尺は、原則として1/100又は1/200とする。ただし、日影図が1枚に表示できない場合には、別の縮尺とし、厳密な検討を必要とする部分のみ、1/100又は1/200で表示する。
- 2.6 敷地境界線
- 本市貸与の計画図等と現地敷地を照合し、敷地境界線を確認し、図中に鎖線で表示する。
- 2.7 近隣の建築物の状況
- 敷地境界線から外周10mの範囲又は午前8時から午後4時までの間に2時間以上地盤面に日影が生じる範囲の近隣の敷地の建築物の状況（住宅、店舗、工場等）、道路、空地、川等を、名古屋都市計画基本図（縮尺1/2500）、住宅地図等により調査し、各日影図に表示する。（第二原図でも可）

## 2.8

### 建築物の位置等

- (a) 出窓、バルコニー、庇、建築設備等の日影を生じる部分を含め、建築物の外壁仕上げ面の線及び敷地境界線からの主要な距離を表示する。  
建築物の各部分の平均地盤面からの高さを表示する。
- (b) 敷地内に、既設建築物がある場合には、その位置を表示する。

## 3節 法定日影図

### 3.1

#### 日影線

冬至日の午前8時から午後4時までの各時刻に、法第56条の2第1項の水平面（以下「法定水平面」という。）に生じる日影の形状を表示する。

### 3.2

#### 5m又は10mの測定ライン

敷地境界線等から外周5m又は10mの距離の測定ラインは、距離の表示を添え書きした鎖線で表示する。

### 3.3

#### 等時間日影線

法定水平面に法第56条の2及び日影規制条例に規制される時間、日影が生じる部分の外縁線を、太線等で表示する。  
複数の建築物がある場合には、複合日影を考慮すること。

## 4節 条例日影図

### 4.1

#### 日影線

冬至日の午前8時から午後4時までの各零分に、地盤面上に生じる日影の形状を表示する。

### 4.2

#### 等時間日影線

地盤面上に午前8時から午後4時までの間に2時間以上日影が生じる部分の外縁線を、太線等で表示する。  
複数の建築物がある場合には、複合日影を考慮すること。

## 5節 敷地高低測量

### 5.1

#### 測量方法

高低測量は、直接水準測量とする。

### 5.2

#### 水準基準点

水準基準点は、監督員の指示による。

### 5.3

#### 測量区域

測量区域は、添付図面による。

### 5.4

#### 測量密度

測量は、建物周囲敷地境界線上、地形の急変か所、周囲道路等とし、平坦な中間点は10mごととする。

### 5.5

#### 測量精度

測量精度は、閉合誤差1.5mm以内とする。

### 5.6

#### 測量成果

測量成果は、mmの位まで日影図に表示する。

## 6 節 説明用掲図 (法第56条の2第1項ただし書許可書類)

### 6.1

#### 掲図の種類

法第56条の2第1項ただし書の許可（日影規制許可）申請手続き用掲図（以下「掲図」という。）の種類は、既存不適格の場合は、現状の日影図、新築建物のみの日影図、増築後の全体の日影図の3種類とする。

### 6.2

#### 既存建築物の表示

敷地内に既存建築物がある場合は、掲図に表示し、当該部分の竣工年月を、建築物の位置に表示する。

### 6.3

#### 掲図の着色

掲図の着色等は以下の通りとする。

- (1) 敷地内建築物（階数もあわせて表示する。）  
新築 …… 赤色 既設 …… 青色
- (2) 付近建築物（北、東、西について、敷地境界より30mの範囲）  
住宅 …… 黄色 店舗 …… 赤色  
工場 …… 紫色 事務所 …… 緑色
- (3) 測定ライン  
5mライン、10mラインとも赤色線とする。
- (4) 等時間日影線  
5m以内に收めるべき日影線 …… 茶色  
10m以内に收めるべき日影線 …… 緑色
- (5) その他  
敷地境界線は黒色で太く、周囲の道路は薄茶色で表示する。

# テレビ受信障害事前調査実施要領

## 1節 総則

### 1.1 総則

この調査を行うにあたっては、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部編）を参考にする。

## 2節 机上検討

### 2.1 机上検討

受託者は、事前に立地条件等の調査を行ったうえで、障害範囲を予測し机上検討を行う。

### 2.2 立地条件の調査

立地条件の調査は、原則として、名古屋都市計画基本図（縮尺1/2500）又は土地の起伏、個々の建物の建設状況等が識別できる地図（縮尺1/1000～1/5000）を使用して行う。

### 2.3 障害範囲の予測

一般社団法人日本CATV技術協会発行の「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送2005.3）」による予測計算式を適用、建造物の規模・形状、周辺の地形・障害物等に十分配慮して計算を進め、障害予測を行う。

### 2.4 調査技術者

机上検討は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。

### 2.5 技術指導

障害範囲の予測は、一般社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。

### 2.6 机上検討報告書

- (a) 業務完了後、速やかにテレビ受信障害予測地図を添付した机上検討報告書を提出する。
- (b) テレビ受信障害予測地図は、原則として、名古屋都市計画基本図（縮尺1/2500）を使用し、遮蔽障害地域、反射障害地域、共同受信施設がある地域を指定色で着色し表示する。
- (c) 検討報告書の表紙に「技術審査済」の表示を行うと共に、調査技術者が記名押印を行う。
- (d) 報告書は3部提出する。

## 3節 受信状況調査

### 3.1 受信状況調査

- (a) 机上検討の結果に基づき、調査地点を選定し、受信状況調査を行う。
- (b) 7種類の調査波（広域局6波、県域局1波）について端子電圧、等価CN比及び帯域内振幅周波数特性波形の測定を行う。
- (c) デジタル受信機を用いて画像評価をするとともに、テレビ画面を写真撮影等の記録をする。
- (d) 測定器及び地上デジタル受信機を用いてBERを測定、記録する。
- (e) 調査を行ったすべての地点の放送チャンネルについて、画像評価及びBER測定値をもって総合品質の評価をする。

- |                |   |
|----------------|---|
| 3.2<br>障害範囲の予測 | 調査で得られた実測データをもとに再度、障害範囲の予測を行う。  |
| 3.3<br>調査技術者   | 机上検討は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。   |
| 3.4<br>技術指導    | 受信状況調査及び障害予測は、一般社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。  |
| 3.5<br>調査結果の報告 | (a) 受信状況調査結果は、各チャンネルごとに端子電圧、画質評価（品質評価）等を併記した表で表し、机上検討報告書に添付する。<br>(b) 受信状況調査地点は、テレビ受信障害予測地域図に表示する。<br>(c) 机上検討報告書に、調査地点、チャンネル、画質評価（品質評価）を併記した写真を添付する。<br>(d) 調査報告書の表紙に「技術審査済」の表示を行うと共に、調査技術者が記名押印を行う。 |

# テレビ受信障害中間・事後調査実施要領

## 1節 総則

### 1.1 総則

この調査を行うにあたっては、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部編）を参考にする。

## 2節 受信状況調査

### 2.1

#### 障害予測地域図

障害予測地域図については、事前調査結果（机上検討報告書）による図を使用する。

### 2.2

#### 受信状況調査

- (a) 机上検討の結果に基づき、調査地点を選定し、受信状況調査を行う。
- (b) 7種類の調査波（広域局6波、県域局1波）については端子電圧、等価C/N比及び帯域内振幅周波数特性波形など受信特性の測定を行う。
- (c) デジタル受信機を用いて画像評価をするとともに、テレビ画面を写真撮影等の、記録をする。
- (d) 測定器及び地上デジタル受信機を用いてBERを測定、記録する。
- (e) 調査を行ったすべての地点の放送チャンネルについて、画像評価及びBER測定値をもって総合品質の評価をする。

### 2.3

#### 障害範囲の設定

障害範囲の設定は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部発行）の「II報告書の作成方法 - 4. テレビ受信障害の予測地域図及び、障害地域図の作成 - (2) 障害地域の設定による。

### 2.4

#### 調査技術者

調査は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。

### 2.5

#### 技術指導

障害範囲の設定を行った場合は、一般社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。

### 2.6

#### 調査結果の報告

- (a) 受信状況調査結果は、各チャンネルごとに端子電圧、画質評価（品質評価）等を併記した表で表し、検討報告書に添付する。
- (b) 受信状況調査地点は、テレビ受信障害予測地域図に表示する。
- (c) 検討報告書に、調査地点、チャンネルを併記した画像記録写真を添付する。
- (d) 報告書は3部提出する。
- (e) 報告書（事後調査）表紙に、調査技術者は記名押印を行う。

### 2.7

#### 貸与品

テレビ受信障害机上検討報告書

# 敷地調査報告書

(様式1)

件名	
敷地の所在地	
<p>(記載方法) 1. 本設計において、該当する部分については・を○で囲む。          2. 本設計において、現地で調査確認した事項については、□に√の印をする。          3. ( ) 内に必要事項を記入する。          4. 敷地調査図、近隣調査図を作成する。          5. ※印については、監督員が記入する。</p>	
地域 地区 関係 調査	<p>(a) 都市計画法</p> <p>(i) 地域地区等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・用途地域 ( )</li> <li>・防火地域 (・防火      ・準防火)</li> <li>・高度利用地区</li> <li>・地区計画 ( )</li> <li>・駐車場整備地区</li> <li>・緑地</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(ii) 都市計画施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画公園</li> <li>・一団地の住宅施設</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(b) その他の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成工事規制区域</li> <li>・土地区画整理区域</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>(c) 敷地の規制内容</p> <p>建ぺい率：(                %)      容積率：(                %)</p> <p>(d) その他の規制内容</p> <p>( )</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域</li> <li>・風致地区 (第      種)</li> <li>・高度地区 (第      種)</li> <li>・特別用途地区 ( )</li> <li>・臨港地区 ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路</li> <li>・墓園 ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防地区</li> <li>・臨海部防災区域 (第      種)</li> </ul>
建築許可・認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第48条第13項 (用途地域) 審査会の要否      <input type="checkbox"/> 要      <input type="checkbox"/> 不要              (※許可番号 )</li> <li>・建築基準法第86条 (総合的設計による一団地認定)              (※認定番号 )</li> </ul>

敷地調査図

- (a) 縮尺は、原則として 1/100～1/500 とする。  
(b) 記載内容  
下記の事項について現地調査し、該当事項については、その概要を調査図(A4判)に記入する。
- 障害物 (敷地内外共)  
[地上]  電柱  引込線 (敷地内架空配線を含む)  
[地下]  埋設配管  埋設配線  
 井戸  排水規制  
 净化槽  取壊し後の建物基礎  
 擁壁  塀、ネットフェンス  
 防火水槽  
 その他 ( )
- 敷地内の状況  
 既設建物  B M の位置  
 境界くい  樹木  
 敷地の起伏の状況  擁壁  
 配管 (給水、排水、ガス管等) の位置、径  
 受電の位置 (電話引込点を含む)  
 その他 ( )
- 隣接道路等の状況等 (団地内道路を含む)  
 工事用進入路  周辺道路の幅員  
 ガードレール  道路標識  
 隣接建物の状況  横断歩道の位置  
 街灯  敷地と道路の取合い  
 道路埋設管 (水道、下水道、ガス管等)  
 道路側溝 (雨水排水放流先)  電力会社、N T T の引込電柱番号  
 その他 ( )

近隣調査図

- (a) 縮尺は、 1/2500 とする。  
(b) 記載内容  
下記の事項について現地調査し、該当事項については、その概要を名古屋都市計画基本図の複写版(A4判)に記入する。
- 近隣の目標となる建築物、交通機関、周辺公園  
 近隣の起伏の状況  学校、商店街等の状況  
 テレビ電波到来方向  電搬路  
 幹線道路からの状況  
 その他 ( )

作成年月日 ( 年 月 日)

## 建築・設備工事区分表

受注者は、設計図書に指定があった場合は、下表を参考に、事前に監督員の指示を受け、関連設計者と確認し合い、くいちがい、漏れのないように、工事区分表を作成する。

凡例：……担当する部門を示す

……主として担当する部門を示す

(注)「配線」「入線」は結線を含むものとする。

(様式2)

項目	細 目	建築	機械	電気	別途	備 考
①防災設備	シャッター 防火戸	本体	<input type="circle"/>			シャッター用レリーズを含む。
		操作盤及び2次側配管、 配線		<input type="circle"/>		
		煙感知器及びその配管、 配線		<input type="circle"/>		
屋内消火栓	本体		<input type="circle"/>			
	押しボタン、起動表示灯			<input type="circle"/>		
スプリンクラー 泡、粉末、CO <sub>2</sub>	本体		<input type="circle"/>			
	受信盤及び2次側配管、 配線		<input type="circle"/>			電源供給は電気
消火器	埋め込みボックス	<input type="circle"/>				
	消火器		<input checked="" type="circle"/>	<input type="circle"/>		
救助袋、避難はしご等の避難器具		<input type="circle"/>				
避雷針及び接地工事				<input type="circle"/>		
非常用照明				<input type="circle"/>		
非常用進入口の標識		<input type="circle"/>				
非常用進入口の赤灯				<input type="circle"/>		
自然排煙設備	排煙口、可動式防煙壁	<input type="circle"/>				
	煙感知器及びその配管、 配線			<input type="circle"/>		

項目	細　　目	建築	機械	電気	別途	備　　考
①防災設備	機械排煙設備		○			
	手動開放装置		○			
	煙感知器及びその配管、配線			○		
	防煙防火ダンパー (SFD)	本体	○			
		煙感知器		○		
		煙感知器、SFDと盤との配管配線		○		
(注) 防災集中監視盤及びその連絡配管、配線は電気とする。						
②設備機器等	動力用監視盤、動力用操作盤及びそれに関する配管、配線		○	◎		機械で操作盤を入れるものは2次側配管、配線も機械
	自動制御用機器 (リレー盤共)		○			電源供給は電気
	空調機内照明への電源供給			○		
	リモートコントロールスイッチがある単相100Vの空調機器	本体	○			電源供給は電気
		コントロールスイッチ	○			空調換気ファン、天井扇等で電源がコントロールSWを介するものの配管、配線は電気
		同上への配管、配線	○			
	設備用機器の基礎	屋上部基礎	○			仕上共。アンカーは設備
		重量機器基礎	○			仕上共。アンカーは設備
		軽量機器基礎	○	○		仕上、アンカーコン
	設備用機器の目隠し	○				
	設備用機器の搬入搬出口	○				危険防止柵、フックを含む。
	熱源機器の操作盤及びそれ以降の配管、配線		○			電源供給は電気
	T V障害用共聴アンテナ及び配線			○		建築工事中の仮設共聴設備は建築

項目	細　　目	建築	機械	電気	別途	備　　考
③排水設備・水槽	雨水排水	雨水排水	◎	○		原則として建築とし、機械の排水経路を利用できるものは利用する。
		下水本管への接続		○		合流地区
		雨水専用管への接続	○			分流地区
		雨水流出抑制対策	○			
	地下ライニング壁内排水	○				
	汚水、雑排水		○			
	ユニット形浄化槽	本体		○		
		基礎、埋戻し		○		杭は建築
	現場施工形浄化槽	構造体	○			
		内部設備		○		
	排水槽・污水槽	構造体	○			釜場、タラップ共
		排水水中ポンプケーブル用配管			○	
		同上ケーブル入線			○	ケーブルは機械
		フロートスイッチケーブル用配管			○	
		同上ケーブル入線			○	ケーブルは機械
	R C 造蓄熱槽	○				断熱工事、連通管共
	防火水槽及びR C 造消火水槽	○				釜場、タラップ共
④昇降設備	昇降設備本体			○		
	エレベーター 小荷物専用昇降機	シャフト	○			各階出入口、機械室床の穴あけ、フック共
		三方枠、扉			○	特殊な三方枠は建築
	小荷物専用昇降機機械室の点検口	○				

項目	細　　目	建築	機械	電気	別途	備　　考
⑤衛生設備・流し等	浴槽		○			特注もの及び住宅部は建築。配管及び接続は機械
	ユニットバス	◎	○			配管及び接続は機械
	便器、洗面器		○			
	鏡		○			特注ものは建築
	洗面化粧台		○			化粧キャビネットを含む
	吊り戸棚	○				
	洗濯機パン	○				
	トイレ手すり	○				身障者用、老人用共
	流し台（作り付け、既製品）	○				接続は機械
	陶器製流し		○			
⑥衛生設備・流し等	ステンレス製流し	○				排水金物共。接続は機械
	給湯設備		○			
	ワイルド		○			
	厨房器具		○		○	
	厨房器具用フード		○			住宅部は建築
⑦衛生設備・流し等	湯沸器用フード	◎	○			フード囲いは建築
	同上ダクト接続		○			
	実験台、調理台等	◎	○		○	配管で接続固定するものの接続は機械、電気

項目	細目	建築	機械	電気	別途	備考
⑥ガラリ・改め口等	ガラリ	外気取り入れ、排気リターン	○			寸法、開口率について機械と打合せること
		開口及び補強	○			
	ドアガラリ		○			寸法、開口率について機械と打合せること
	吹出口	本体		○		
		取付用穴あけ及び補強		○		建築図面に記入のあるものは建築
	換気扇	本体		○		ウェザーカバー共。屋上ルーフファンは建築で設置。住宅部の壁付きは電気
		取付用枠	○			
	照明器具	本体		○		特殊なものは建築
		取付用下地		○		
		取付用穴あけ及び補強		○		建築図面に記入のあるものは建築
	軽量間仕切等の器具取付枠及び補強	○				建築図に記入すること
	P C版の設備機器取付用穴あけ及び補強	○				建築図に記入すること
	天井改め口	○				設備点検用は 600□、位置は設備と打合せる
	R C造煙突	○				煙道接続用開口共
	煙道		○	○		発電機の煙道は電気
	ダクト用コンクリートシャフト	○				エアタイトドア、消音内貼共

項目	細　　目	建築	機械	電気	別途	備　　考
⑥ガラリ・改め口等	P S、D S、E P Sの点検ドア、改め口	○				
	床ピット及びふた	○				
	S、S R C 梁貫通	スリーブ	○			建築図に記入すること
		開口補強	○			建築図に記入すること
	R C 梁貫通	スリーブ		○	○	
		開口補強	○			建築図に記入すること
	壁、床貫通	スリーブ箱入れ		○	○	
		開口補強	○			建築図に記入すること
	梁、壁、床貫通部穴埋め		○	○		
	二重スラブ内地中梁連通管、通気管、水抜き、人通口	○				
⑦その他	クリーンルーム	パネル	○			
		ダクト吹出口		○		
		照明			○	

# 市設建築物総合耐震設計基準

## 1. (目的)

この基準は、名古屋市住宅都市局が所掌する市設建築物の地震災害及び津波災害に対する安全性の目標を定め、その目標に基づく所要の安全性を確保することを目的とする。

## 2. (適用範囲)

この基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の市設建築物の設計に適用する。

## 3. (適用する技術基準)

適用する技術基準は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)とする。なお、特別の事情がありこれにより難い場合には別の基準によることができる。

## 4. (建築物の分類と耐震安全性の目標)

市設建築物の耐震安全性の検討にあたっては、地震及び津波による災害時に果たすべき機能に応じて建築物を分類(表-1)し、分類された建築物の建築構造、建築非構造部材、建築設備について、それぞれが持つべき耐震安全性の目標(表-2~4)を定め、それらの目標を達成すべく耐震安全性に関する検討を行う。

(表-1)

分類	対象施設	構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮・情報伝達のための施設	市役所(本庁舎・東庁舎・西庁舎) 区役所	I	A	甲
	区役所支所 土木事務所	II	A	甲
救護施設	消防署 港防災センター 病院	I	A	甲
	消防出張所 特別消防隊 保健センター	II	A	甲
避難所として位置づけられた施設	地域防災計画に位置づけられた学校(小・中・高等学校)等	II	A	乙
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設	I	A	甲
	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設	II	A	甲
市民利用施設	文化施設 社会教育施設 社会福祉施設 学校施設(小・中・高等学校を除く)	II	B	乙
その他	東山動物園猛動物舎	I	B	乙
	一般の建築物	III	B	乙

(表-2)

	構造体の耐震安全性の目標	重要度係数	大地震時の層間変形角の制限値
I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5	R C造、S R C造 1/200
II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25	S造 1/100
III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.0	

(表-3)

	建築非構造部材の耐震安全性の目標
A類の外部及び特定室*	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。
B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

\* 特定室：活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

(表-4)

	建築設備の耐震安全性の目標
甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

#### 付 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は令和4年4月1日から施行する。